

「室町殿親族拝」の出現と消滅

近藤 聖 弥

序

十四世紀後半から急速に展開する室町殿の朝廷支配は、(足利義満による)広汎な廷臣との私的個別的主従関係(Ⅱ家礼関係)の進展と、公卿家政機関設置に伴う制度的支配関係(Ⅱ家司制度)の整備とによって実現したとされる。⁽¹⁾このうち、公卿家政機関としての室町殿家司については、家永遵嗣氏が「殿上人をもって組織される政所別当を中核として、日常つねに武家第に参仕し、所役を割当てられて武家に奉仕する公卿・殿上人の組織」⁽²⁾であると明記しているように、具体的な活動やその交名によって捕捉が可能である。これに対し、室町殿の家礼の捕捉は容易ではない。家永氏や小川剛生氏も指摘しているが、家礼とは家人に対比される人々で、主人を変えたり、複数の主人に仕えたりすることのできる、比較的ゆるやかな主従関係の従者を指す。⁽³⁾官途推挙や所領給与といった恩恵に与る一方、主人が関係する儀式に参仕して臣従関係を表す義務を負った。

一般に家礼の人々は、〈儀式に参列する主人に扈従し、儀式中に(主人に対して)蹲踞して尊敬の礼を表す人(ないし行為)〉といった形で史料上表記されることが多い。

但し、桃崎有一郎氏が指摘したように、当該期においては、家礼関係の論理に依らない廷臣総動員体制を室町殿がとっていたことを考え合わせると、(方法としては不可能ではないが)個別儀式のそれぞれから室町殿の家礼の人々を抽出するのは難しい。また、後述するように、家永氏の家礼の理解に対しては、義満期には殿上人を家礼と呼んでいるとする菅原正子氏の批判もあって、じゅうぶんな認識の一致を見ていない現況である。⁽³⁾

そこで注目されるのが、本稿で分析対象とする「室町殿親族拝」と呼ばれる年始行事である。榎原雅治氏が最近、この行事の存在を指摘しているが、その沿革は考証していない。時期としては、十四世紀後半から出現し、十五世紀前半に消滅する。本稿ではこれを〈親族および家司・家礼などの従者が元旦に室町殿を拝する儀式〉

と位置付けて考証する。

そもそも親族拝とは、『内裏式』ならびに養老儀制令に淵源を遡る公家社会の法定儀礼である。十三世紀になると撰関家の元旦拝礼に「親族拝」の称が現れ、室町殿に対する元旦拝礼に継承される。

この親族拝は〈親族及び家司・家礼〉の行う拝礼という点から、室町殿の家礼を検出する上で格好の素材となる。義持・義教期の比較から、室町殿の家礼の範囲の伸縮も見出すことができる。

本稿では、まず親族拝の淵源と沿革に着目し、それが室町殿親族拝へと接続する過程を跡づける。それを踏まえた上で、室町殿親族拝を手掛かりに、室町殿と廷臣との関係の一端を明らかにして、当該期朝幕関係における室町殿の立場について考察したい。

一 親族拝の諸類型と沿革

ここではまず、辞典類による親族拝の定義を確認しておきたい。

『日本国語大辞典』（小学館）の「親族拝」の項では、

朝廷儀礼の一つ。任官・叙位にあずかった者のために、その親族の殿上人が参内して行なう舞踏。院政期以降、親族以外の者によって名目的に行なわれる場合も生じた。しんぞくはいむ。

と説明される。では、室町殿親族拝はこの定義で説明できるだろうか。

【史料一】『看聞日記』応永二十三年（一四一六）正月一日条
今出河（公行）
 伝聞、節会内弁左大臣、続内弁広橋大納言兼宣也。（後小松上皇）
 仙洞御葉、

陪膳左大臣。室町殿親族拝人々参。今出河大納言実富、令三所望_一初参_二云々。（下略）

（返り点・傍線は筆者。以下同様）
 このほかに、『続史愚抄』応永二十五年（一四一八）正月一日条に「此日、於内大臣〈義持將軍〉第、有親族拝。〈薩戒記、長曆〉と見えることから、室町殿親族拝は年始の祝意を表すために人々が（室町第へ）参上するものであることが判明する。

【史料一】などから読み取れる室町殿親族拝の特徴として以下のものが挙げられる。①「拝」の対象が室町殿であること。これは前者の親族拝の「拝」の対象が天皇であることと大きく相違する。また、「拝」が行われる場の相違―前者が内裏、後者が室町第―とも対応する。②叙位・任官とは無関係であること。③元旦行事であること。④行為主体が「親族」に限られないこと。よって室町殿親族拝は、辞典類で説明される親族拝ないし親族拝舞とは別種の儀礼である。

親族拝ないし親族拝舞の語自体は、十世紀ころから史料上に見えはじ_め、十五世紀末以降確認できなくなる。これらを通覧すると、親族拝は意味内容から、大別して二つの系統に分けることができる。一つは、辞典類などで主に取り上げられる、〈叙位・任官に対する天皇への表謝行為としての親族拝〉―以下、〈表謝行為としての親族拝〉と表記―である。これが親族拝と呼ばれる行為の大部分を占める。そしてもう一つが、室町殿親族拝などに見られる〈主人への元旦表祝行為としての親族拝〉―以下、〈表祝行為としての親族拝〉と表記―である。以下では、それぞれの系統の淵源と沿革について

見ていきたい。

(一) 表謝行為としての親族拝

この系統の親族拝は、『内裏式』に規定された(任官者の)親族による拝舞に淵源を遡る。

【史料二】『内裏式』(下、任官式)

刀禰等共称唯再拜退出。訖被_レ任者拝舞退出。其有_レ親族者、
於_二日華門以東_一拝舞。

これによれば、任官儀の最後に任官者による拝舞があつて退出したのち、任官者の親族がいれば日華門より東において拝舞することが規定されている。行為主体は任官者の親族であり、行為主体の相違を除けば、昇進拝賀と同形式の行為である。これより、〈任官・叙位を契機とする親族内の慶事を、その親族が行為主体となつて(天皇に対して)謝意を表明する〉行為が、『内裏式』に規定されていることを確認したい。

次いで注目されるのが、『西宮記』に収められている寛平八年(八九四)十月十三日の宇多天皇行幸の記事である。

【史料三】『西宮記』(臨時卷八致敬礼)

寛平八年十月十三日。天皇幸_二尚侍淑子家_一。中納言時平以下拝舞。賜_二親王・女御宣旨_一者、外戚王卿拝舞。子息有_レ賀之時、父或_レ拝舞云々。

これは宇多天皇が尚侍藤原淑子邸へ行幸したときに、藤原時平以下が(宇多天皇に対して)拝舞した記事である。続く傍線部の部分において、親王・女御宣下を受けた場合、(被宣下者の)外戚の王卿が拝舞すること、そしてそれが親族——この場合は父子——による拝舞

を念頭に行われていることが注目される。この拝舞は、前掲した『内裏式』の規定を踏まえていることが判明するとともに、『内裏式』にみえる親族は姻族関係者も含む(と解釈されている)ことが分かる。ただ、この段階では未だ親族拝と呼称されていない点、注意される。

〈表謝行為としての親族拝〉は、白馬節会の儀式次第に多く見られることに特徴がある。そこで、儀式書にどのように規定されているかを確認したい。以下では、それぞれの儀式書における該当部分を抜き出して並べてみた。

・『内裏式』(上、七日会式)

新叙者親族在_二殿上及堂上_一。則被_レ叙人退出後、各下_二立殿_一堂前拝舞。訖各復_二本座_一。

・『西宮記』(恒例卷一、七日節会)

拜。〈内裏式云、被_レ叙者親族、在_二堂上_一拜_レ之。王卿以下降_レ殿列立。西面北上。拝舞復_レ座。諸仗居。〉

・『北山抄』(巻第一、七日節会及叙位事)

次親王以下、下_二殿_一拝舞。〈謂_二之親族_一。〉

・『江家次第』(巻第二、七日節会)

次王卿以下々殿拝舞。〈謂_二之親族_一。列_二立左仗南頭_一。西面北上。異位重行。諸大夫列_二立幔前東_一。西上北面。〉畢復座。

『内裏式』(上、七日節会)ならびに『西宮記』では、前掲した【史料二】の規定を踏まえて、新叙者の親族を行為主体とする拝舞の次第がある。また、『北山抄』と『江家次第』には、その行為が「親族拝」と呼称されていることが注目される。

この親族拝は、『日本国語大辞典』の指摘にあるように、やがて名目的な次第へと変化していく。それについて時代は下るが、次の史料が示唆的である。

【史料四】『後愚昧記』貞治三年（一二六四）正月七日条

一、叙列之人之中、（大意）（今出川）（白野）（油小路）実尚・実直・時光・隆家等依別勅堂上之由、被仰下之。仍即堂上立親族拜云々。此事縱雖有例、背理可為失儀。坎。其故者、称親族拜者叙人之親族奏慶儀也。而立叙列之人重立親族拜之条、不可然。仍実尚・実直等卿来臨尋問之時、親族拜以後可堂上之旨答了。今所為等太不得其意。予加扶持之由、人皆存知之処、如此事難治事也。必其旨後日示了。此事、且後日事次談（二考）按察（三考）（実繼）之処、如予所存矣。

これによれば、大宮実尚以下の叙列の人々（＝新叙者か）に対して、「堂上」するようにとの「別勅」があった。それに対し、記主三条公忠がたとえそのような例があるといっても、と前置きをした上で「親族拜とは新叙者の親族による奏慶の儀である。そうであるのに、叙列に立った人が重ねて親族拜に立つというのはよろしくない」（傍線部分）と指摘している。ここでは、親族拜についての（語義の）説明を公忠がわざわざしなくてはならなかったこと、新叙者が親族拜に立つことについて「たとえ先例が有るとしても」と前置きしていることに注意したい。すなわち、この時点において白馬節会における親族拜は、その意味＝新叙者の親族による奏慶の儀であること＝が十分に共有されていないことが判明する。後述するように、足利義教期における室町殿親族拜では、がんらい天皇・院・女院な

どの王権構成者に対してのみ行われる「拝舞」が、室町殿義教に対して行われている。これを義教の専制化の顕れと捉える余地もあるが、公家社会において儀式に対する認識の共有が失われていったことの結果ではないかと考えることもできるだろう。一条兼良撰の『江家次第抄』には、親族拜の沿革について「内裏式云、被叙者親族在堂上拜之。今案雖非親族之人列此拜也」と簡潔かつ的確に説明されている。

ここまで見てきたように、〈表謝行為としての親族拜〉は、『内裏式』（下、任官式）に規定された（任官者の）親族による拝舞を淵源としている。これと前述した室町殿親族拜とを比較すれば、両者が異質のものであることが確認できるだろう。加えて、時代が下るにつれて儀式の故実に対する認識の共有が失われていったことが指摘できる。

(二) 表祝行為としての親族拜

ここでは、〈表祝行為としての親族拜〉を検討する。まず、用例から遡って淵源についてみていきたい。室町殿親族拜以前にみえる、この系統の親族拜については次の史料がある。

【史料五】『民経記』仁治三年（一二四二）正月一日条

仁治三、正、一、（藤原攝子）准后拝礼。此後（藤原道家）禪閣御方、可有親族拜云々。

これより九条道家邸における拝礼が「親族拜」と呼称されていることが分かる。これ以前に摂政家（近衛兼経）拝礼、准后家拝礼が行われており、九条道家邸における拝礼は年始の摂関家拝礼の一部であることが読み取れる。なお、記主藤原経光は、摂政家拝礼と准后

家拝礼には参列しているが、九条道家邸での拝礼には参列しなかったようだ。ここから、この系統の親族拝においては、参列の有無に何らかの基準が存在していることが判明する。この場合の親族拝は、前述のものとは異なり、年始の表祝目的の拝礼行為であることは明確であろう。

では、なぜ年始の撰閔家拝礼が親族拝と呼ばれるようになったのだろうか。これを考える上で重要だと思われるのが、次の史料である。

【史料六】『貴嶺問答』(『群書類従』第九輯、消息部所収)

年首御慶承悦無極。今日閔白家拝礼可候歟。何可許可令参給哉。①抑院拝礼・小朝拝以前、於臣下家月卿雲客致此礼、尤無便事歟。然而已爲例事。子細不審。併在面謁耳。謹言。

正月一日

左大将

謹上 権大納言殿

今日殿下拝礼、一定可候云々。午刻可参入候也。件儀貴命尤可然。②但儀制令曰、元日不得拝親王以下。但親戚(親者内親也。戚者外戚也)及家令以下不在禁限者。此事外人来、親昵依致此礼儀不懼歟如何。恐々謹言。

正月一日

権大納言

『貴嶺問答』は鎌倉初期に成立したとみられている、中山忠親著の往来物の一種である。ここでは閔白家拝礼についての質疑応答がなされている。注目すべきは、傍線部①より、撰閔家拝礼についての懐疑的な見解―小朝拝・院拝礼以前に臣下の邸宅(閔白家)におい

て拝礼を行うことの是非―が示されている点と、傍線部②より、養老儀制令元日条の例外規定に触れて、撰閔家拝礼を合法化しようとしている点の二点である。当時(鎌倉初期)の公家社会において、元日の撰閔家拝礼は「例事」として一般的に行われていたものの、建前上は養老儀制令元日条の例外規定の適用範囲内であることを強調しておく必要があったとおぼしい。撰閔家拝礼の正当化の根拠に養老儀制令が引用されている点は重要である。撰閔家拝礼の参列者は、「親戚及家令以下」の範囲内の人々と解釈されており、その意味で親族(と「親昵」の関係にある人々)に限られる拝礼、すなわち親族拝と呼称されるようになるかと推測できる。

そもそも律令制下において、元日に天皇以外を拝することはかく禁ぜられていた。

【史料七】養老儀制令元日条

凡元日、不得拝親王以下。唯親戚、及家令以下、不在禁限。若非元日、有应致敬者、四位拜一位。五位拜三位。六位拜四位。七位拜五位。以外任随私礼。

このように、前半部分では元日における親王以下の拝礼を禁止し、後半部分では有位者相互の拝礼を定めている。但し、【史料六】にも引用されているように、前半部分において「親戚及家令以下」の拝礼については例外条項を設けており、この範囲に該当する場合は相互の拝礼を認めていた。大隅清陽氏によれば、前半部分は唐令に規定のない、日本独自のものであり、以下の先行法規が存在していることを指摘している¹⁰⁾。

【史料八―一】『日本書紀』天武八年(六七九) 正月戊子条

詔曰、凡当_レ正月之節、諸王諸臣及百寮者、除_レ兄弟以上親及己氏長、以外莫_レ拜焉。其諸王者、雖_レ母、非_レ王姓者莫_レ拜。凡諸臣亦莫_レ拜_レ卑母。雖_レ非_レ正月節、復准_レ此。若有_レ犯者、隨_レ事罪之。

【史料八一】『続日本紀』文武元年（六七九）閏十二月庚申条禁_レ正月往来行_レ拜賀之礼。如有_レ違犯者、依_レ淨御原朝廷制決_レ罰之。但聽_レ拜祖・兄及氏上者。

大隅氏は、正月における天皇以外への拝礼を禁止するこれらの法規のなかにみえる例外規定——「兄弟以上親」「祖・兄」（＝親戚）ならびに「氏長」「氏上」——が、令文にみえる「親戚」の範囲に該当することも、併せて指摘している。

あらためて【史料六】を見てみる。実例については後掲するが、撰闕家拝礼は、拝礼行為の授受を媒介とする奉仕関係確認・再構築の場として機能していた。すなわち、撰闕家拝礼に参列するということは、撰闕家と具体的な関係を結んでいたことを意味する。中世において、公家諸家への奉仕関係にある人々は家司ないし家礼に当たることを踏まえると、令制下の「親戚及家令以下」という範囲は、中世段階では親戚十家司・家礼と認識されていたと考えられる。

以上見てきたように、〈表祝行為としての親族拝〉は、その淵源を律令制以前の法規に遡り得ることが分かった。但し、【史料六】にも見えるように、公家社会内で根拠規定として認識されていたのは養老儀制令元日条の条文であり、その意味において、本稿では〈表祝行為としての親族拝〉の淵源（ないし始点）を養老儀制令元日条としておきたい。

よって〈表祝行為としての親族拝〉は、養老儀制令元日条の規定を淵源としていること、「拝」の対象が撰闕家関係者であること、叙位・任官とは無関係であること、元日行事であることなどが指摘できる。これより〈表祝行為としての親族拝〉＝撰闕家拝礼と室町殿親族拝の親近性を指摘してもよいと思われる。撰闕家拝礼の参列者が親戚十家司・家礼であることを踏まえれば、室町殿親族拝の参列者の分析が、室町殿と廷臣との主従関係を論じる上で有効な素材となりうる可能性がある。

二 室町殿親族拝について

(一)「家拝礼」と室町殿親族拝

足利義満の〈公家化〉現象は、撰闕家の儀礼を継承する形でなされたとされており、「親族拝」という呼称の共通性からも撰闕家拝礼と室町殿親族拝とは継承関係があったと推測できる。ここでは、両者の所作を比較することで、具体的に吟味してゆく。

まず、撰闕家拝礼について検討する。撰闕家拝礼を論じる前に、触れおかなければならないのが、小朝拝の出現ないし定着の問題との関係である。【史料七】でもみたように、元日における拝礼の対象は天皇以外認められていない。正月一日に天皇を拝む行事としては、朝賀の儀がある。親王から無位までの広範囲の官人が参列する中、即位礼に准じた形式をとり、律令制下の重大な儀式として確立された。平安中期以降、この朝賀は退転してゆくが、それと並行ないし入れ替わるかたちで小朝拝とよばれる拝礼儀礼も公的な儀礼として認められるようになる。古瀬奈津子氏は、この変化の画期を

宇多朝に見だし、廷臣の編成原理とリンクするかたちで、小朝拝のみが公的儀式として残ることを指摘している。すなわち、官僚機構を象徴する儀礼（≡朝賀）から天皇との私的個別的関係にある政治機構を象徴する儀礼（≡小朝拝）への変化として捉えた。醍醐天皇はこの小朝拝を「私礼」と位置づけているようだが、実際にはこの小朝拝を原点として、公家社会上層部を構成する人々による特権的立場を確認する諸家拝礼へと拡大してゆくことを指摘したのが、岡田莊司氏である。⁽¹⁵⁾ こうして院拝礼、摂関家拝礼などの正月における拝礼儀礼は、公家社会上層部の階層構成を確認・再構築する場として整備されることとなる。前節までの成果を踏まえれば、この摂関家拝礼は養老儀制令に准拠しているとして正当化され、養老儀制令の規定を引く形で親族拝と呼ばれ、定着をみた。

これを踏まえて、摂関家拝礼と室町殿親族拝の実例をみていきたい。

【史料九】『玉葉』文治三年（一一八七）正月一日条

正月一日、(中略) 此日家拝礼・院（後白河法皇）拝礼・小朝拝・節会等、皆用晴儀式（藤原）如例。(中略) 次余召（藤原）宗頼、問（藤原）拜礼事具否。殿上人・上官等参否也。申具畢之由。但宗家卿未参云々。陽日已傾、拜礼欲（藤原）暮。且可（藤原）被降立（九条良通）之由示人々。即三卿降（九条良経）自中門外方。此間内府・三位中将同以降立（藤原）自中門（廊外）降也。各列立中門外。(中略) ①次内大臣・権中納言定能卿・経房卿・泰通卿・参議隆房卿・従三位良経卿等、列立南庭（藤原）。上首当南階東間柱立也。内大臣不練歩。只徐歩也。殿上人頭中将実教朝臣以下、列立公卿之後。家司之為殿上

人者在（藤原）此列。次五位外記・史列立殿上人後。六位外記在列末。此列家司・職事可列立。而一人不立。尤違例也。但近例如此云々。如何々々。皆悉立定了。⁽¹⁶⁾ 内府已下再拜訖。

③殿上人之下廊等并上官、先出中門了。次内大臣已下、経列前出中門、列立藏人所立廊前。内府・三位中将等留中門辺。次余出自寝殿西面妻戸。随便宜也。降自寝殿南階。頭弁兼忠献履、出自中門。小向上首示気色。過上達部前。定能已下四卿列立也。余過之間、皆居地、於門外乗車。三位中将襄簾。内府已下、相引公卿等参院（押小路殿）。(後略)

これは九条兼実邸における摂関家拝礼である。ここに「家拝礼」と記されているように、元旦行事としての摂関家拝礼は「家拝礼」とも表現された。兼実邸における摂関家拝礼は、兼実の任撰政・氏長者以後確認できるようになる。ここで取り上げた文治三年の摂関家拝礼は、兼実の任撰政・氏長者以後初めのものである。まず確認しておきたいのが、所々拝礼の順序であるが、【史料六】からも推測できるように、摂関家拝礼↓院拝礼↓小朝拝となっており、この形態をとることが一般的であったようだ。⁽¹⁸⁾ 所作について、基本的には①公卿・殿上人・諸大夫の順でそれぞれ一列をなし、②拝礼（再拝）があって、③下廊から退出、という構成をとる。ここに「家司之為殿上人者、在此列」や「此列家司・職事可列立」とあることが注目される。これらの表現からは、参列者全体のうち「家司」「家司・職事」が全てではなく、「家司ではない者」「家司・職事ではない者」を含んでいることが読み取れる。この「家司ではない者」

「家司・職事ではない者」は家礼と捉えてもよいと考えられる。申次については家司である藤原宗頼が担当している。

続いて室町殿親族拝の実例を見た。

【史料十】『兼宣公記』応永二十四年（一四一七）正月一日条

（御菓を終えて）還御後改着束帯、則歸參。可候親族拝由申入後退出之処、於門下參會執權（鳥丸豊光）、「今日御參内、依時議之不快不參執權。於親族拝者參也」。則可歸參之由約諾。（中略）
（公橋資光）

右大弁宰相今日申拝賀。（中略）先參室町殿申拝賀、則可立親族之拜也。宰相出仕後、余寄車於中門乗之。
（公橋資光）左佐同之。

毛車路遅々之間、余先參室町殿、尋參仕人々書散狀（山科）、原昏也。補歴草子相副所持參也。

此程宰相已參之間、申次事、仰内藏頭教豊朝臣者也。

持參御所方之処、已御寝云々。仍不及申入。事之儀致其沙汰者也。下家司二人、階間左右立。明掌燈又同之。余以下降立中門之外南腋（東上北面）。假立之間不及揖也。殿上人立公卿列末。悉立定後、廷尉（着香）佐自中門外方（隨身兼儲）此所、步出来余前、余少揖。次佐揖（左廻）、經本路堂上。次降中門之切妻、自中門之内、進出（今度持笏）。不着香也。余前一揖。次余少揖。次佐聊（西）三歩退躡居（是家礼儀）、更立起至中門西面沓脱下（着香）、加殿上人列也。次余尙三歩進良方、更左廻、向今出河大納言少揖、更右廻入中門、当階間西之柱立（北面）、一揖（去）南事、当中門南柱也。

（裏松義資）

（飛鳥井）

（公量）

①次第參列。頭弁立公卿末。雅清朝臣以下当三条大納言後一列。

②悉立定後二拝。③々々畢自下藹離列退出。（後略）

所作について確認すると、傍線部の部分が注目される。すなわち、①公卿・殿上人の順で一列をなし、②拝礼（二拝）があって、③下藹から退出となっており、撰閑家拝礼と同様の構成をとる。また、申次に関しては、本来公橋資光が担当するはずであったが、拝賀のためすでに室町殿へ参上していたので、山科教豊に命じられている。この両者はともに家司（を出すイエの出身者）である。これらのことから、撰閑家拝礼と室町殿親族拝は同質の儀礼と言えるだろう。室町殿親族拝は、撰閑家拝礼を継承したものであることが判明する。室町殿親族拝の参列者は、【史料一】の今出川実富のように、所望主人（室町殿）による許可参仕という手続を取っていたと考えられる。室町殿親族拝への参列はこの場合、家礼関係の構築・再確認の場として機能していたことが想定できる。

（二）室町殿親族拝の出現

室町殿親族拝は、史料制約もあって、義持期以前の姿を追うことが難しい。ただし、『薩戒記』永享十一年正月一日条に「故鹿苑院入道殿、嘉慶二年五月令辞退左府給。康応元年正月一日被止親族拝。是不依左府御辞退儀、為御意被止之由、見故左大史兼治宿祢記。」とあることから、義持期においても室町殿親族拝が行われていたことが確認できる。当該記事は、室町殿親族拝の終見にも関わるので、全文を【史料十二】として再揭示し、詳しく論じる。

義持期において室町殿親族拝が行われていたという事実から、室

町殿親族拝開始の時期について考えたい。康暦元年における任右大将拝賀に先立って、その前年の永和四年に義満の出行様式が撰関家の形式に改められたことは、多く論者が指摘するところである。これは当初、義満の公家社会における位置づけが、(二)条良基の主導に基づいて)撰関家に准ずるものと意識されたことを意味している。撰関家拝礼と室町殿親族拝の継承関係を前提とすれば、室町殿親族拝の出現時期は、どんなに早くてもこれ以後であろう。加えて、この拝礼行為が可能となるための物理的な環境も必要である。そう考えると、康暦元年七月の「花亭」＝室町第への移徙が一つの契機として想定できる。人脈の形成と物的な環境が整備されてから、となると、室町殿親族拝はどんなに早くても康暦二年以降であると考えられている。室町殿親族拝は、義満が撰関家に准らえられる動きのなかで、家礼関係構築の目的で開始されたものと推測する。

(三) 室町殿親族拝とその参列者—室町殿の家礼と家司—

前章で、撰関家拝礼の参列者が、撰関家の親戚十家司・家礼であることを確認した。先に確認したように、撰関家拝礼と室町殿親族拝が継承関係にあることを認めるならば、室町殿親族拝の参列者も(室町殿の)親戚十家司・家礼によって行われていることが想定できる。これは序で述べたように、確定の難しい室町殿の家礼を抽出できる素材となり得る。表①として、参列者が判明するものから一覧を掲げた。室町殿親族拝の参列者の具体的な分析に入る前に、室町殿の家礼と家司についての先行研究を通過したい。

室町殿の家礼と家司の関係を具体的に分析したものと(20)として、家永氏による「室町殿家司」に関する研究がまず挙げられる。康暦元年

(一三七九)七月の任右大将拝賀に先立って、その前年の永和四年に義満の出行様式が撰関家仕様に改められた。(21)これを契機として、それ以前の武家家礼とは質的・量的に異なった形で、義満と廷臣との家礼関係が急激に推進されるという。そして、永徳元年(一三八一)の任内大臣によって、家礼関係の人々のなかから室町殿家司が補任され、同時に始動する廷臣の勤める「申次番」も含めて「足利義満と公家諸家との交渉は内大臣(まもなく左大臣)家と公家諸家との交渉として従来の公武交渉の伝統とは切れた形で再編(22)される。ここから室町殿家司は家礼の部分集合という関係性が浮かび上がる。さらにそれを踏まえた上で、室町殿家司を歴代勤める万里小路家・裏松家・広橋家等の活動を分析して「家礼は殿上人である間は家司に補任されて奉仕し、昇進して公卿になると家司を退任して公卿の家礼として奉仕するようになるというサイクル(23)」を想定した。

これに対して桃崎氏は、家永氏の指摘のように、永和四年段階から廷臣との家礼関係が急速に推進されたとしても、その翌年の康暦元年の任右大将拝賀の時点では、未だ多くの廷臣が義満の家礼となっていないこと、それにも関わらず義満が公家社会全体による奉仕を要求しかつ実現できたことを、どのように整合的に理解すればいいのか、という重要な疑義を呈している。義満は廷臣を動員する際に、あえて明言することを避け、「〇〇しなければ生涯を失う」とか「〇〇すれば自分の本意に叶う」といった周りくどい文句を使う。これを桃崎氏は暗示的動員方法とした上で、家礼関係の有無とは無関係に廷臣を動員することを可能にしたと説く。さらに永徳元年の任内大臣節会において、廷臣の動員方法を暗示(風聞)から明示

〈表①〉 室町殿親族拝参仕者一覧			
	応永 19/1/1	応永 24/1/1	永享 5/1/1
公卿	裏松重光	広橋兼宣	大炊御門信宗
	花山院忠定	今出川実富	武者小路俊宗
	広橋兼宣	三条公量	万里小路時房
	土御門資家	木造俊康	中御門俊輔
	木造俊泰	中山満親	三条西公保
	正親町三条公雅	土御門資家	西園寺公名
	松木宗量	正親町三条公雅	花山院持忠
	中山満親	烏丸豊光	洞院実熙
	山科教興	正親町(裏辻) 実秀	三条実量
	正親町(裏辻) 実秀	日野有光	園基秀
		山科教興	柳原忠秀
		清閑寺家俊	日野西国盛
		今出川公富	葉室宗豊
		千種雅光	飛鳥井雅世
		中御門宣輔	松木宗継
		万里小路時房	広橋兼郷
		広橋資光	中山定親
			四辻季保
		庭田重有	
		四辻隆夏	
		千種具定	
		正親町三条実雅	
殿上人	清閑寺家俊	飛鳥井雅清	五条為清
	海住山清房	山科教豊	冷泉為之
	飛鳥井雅清	裏松義資	甘露寺忠長
	山科教豊	白川資雅	鷲尾隆遠
	坊城俊長	松木宗継	日野資親
	広橋資光	日野町藤光	東坊城益長
		柳原行光	清閑寺幸房
		勧修寺経興	中御門明豊
		日野西盛光	土御門長淳
		日野量光	烏丸資任
		広橋宣光	白川資益
		坊城俊国	裏松重政
			高辻継長
		五辻重仲	
		源為治	
史料／備考	山科	兼宣／広橋資光は本日拝 賀し則ち親族拝に参仕	看聞・薩戒／不参公卿 の散状もあり(六人。 薩戒より)

山科…山科家礼記、兼宣…兼宣公記、看聞…看聞日記、薩戒…薩戒記

〔表②〕

親族	裏松重光
	裏松義資
	烏丸豊光
	日野有光
	日野量光
	日野町藤光
	日野西盛光
	正親町(裏辻)実秀
家司(を出すイエ)	広橋兼宣
	広橋資光
	広橋宣光
	勤修寺経興
	万里小路時房
	中山満親
	土御門資家
	飛鳥井雅清
	海住山清房
	清閑寺家俊
家司を出さない家礼	山科教豊
	山科教興
	花山院忠定
	今出川実富
	今出川公富
	三条公量
	正親町三条公雅
	中御門宣輔
	木造俊泰
	松木宗量
	松木宗継
	柳原行光
	坊城俊長
	坊城俊国
千種雅光	
白川資雅	

(厳命)へと切り替えて、廷臣総動員体制とも呼べるような状況を(24)実現させたことを指摘する。

室町殿の家礼と家司の構造―家司は家礼の部分集合―に関する家永氏の指摘は、桃崎氏にも好意的に受け入れられており、その点での対立はない。両者の議論は、義満による朝廷支配が、包括的で強固な主従関係を軸として公家社会内部に自身を位置づけることによって実現したとみる見解(「家永」と私的/制度的原理とは別次元で機能する論理―これを「公方」の論理と表現―によって実現したとみる見解(「桃崎」との対立とみる)ができる。〈足利義満は如何にして朝廷支配を実現させたのか〉という命題に対して、さまざまなアプローチが試みられているが、未だ明確な解が得られていないと言いが難い。ここで取り扱う室町殿親族拝は、どちらかと言えば家永氏の議論に近いが、のちに触れる義教期になると桃崎氏が指

摘する状況に近い様相を見せる。

では、室町殿の家礼と家司の構造について異論がないのかと言えば、そうでもない。菅原氏によれば、義満期に確認できる家礼の人々を検討した結果、義満が家礼としたのは「公卿より下のランクの殿上人・諸大夫」であって、「家礼」には、尊敬の礼を表すという意味があり、撰閥家・大臣家に奉仕参勤する家礼と混同しないように注意する必要がある」と結論する。家礼の語義に関する詳細な分析については、今後深めていかなければならないが、義満の家礼には公卿ランクの人々は存在しないと菅原氏の結論に対しては、既に松永和浩氏の批判がある。

これらを踏まえて、室町殿親族拝の参列者の分析に入りたい。参列者の具体相が分かる事例は、表①で確認できるように、義持期に二例、義教期に一例挙げられる。撰閥家拝礼と室町殿親族拝の継承

〈表③〉高田星司氏の一覧表を改編

室町殿	義満期	義持期	義教期		
家司	万里小路頼房	広橋宣光	飛鳥井雅永	海住山高経	
	海住山氏房	町藤光	飛鳥井雅親	烏丸資任	
	惟宗行冬	万里小路時房	五条為清	滋野井実勝	
	清原良賢	清閑寺家俊	安居院知俊	清原業忠	
	勤修寺経豊		甘露寺忠長	高階経兼	
	万里小路豊房		高倉永豊	源友長	
		中御門明豊	平知定		
		土御門長淳	正親町三条公綱		
近習	家礼	裏松義資	日野資教	烏丸資任	
		日野資教	日野西資国	日野西国盛	
		日野西資国	裏松重光	日野秀光	
		裏松重光	烏丸豊光	広橋兼郷	
		広橋仲光	日野有光	高倉永藤	
		広橋兼宣	広橋兼宣	中山定親	
		高倉永行	裏松義資	正親町三条実雅	
	中山親雅	高倉永藤	飛鳥井雅世		
		日野西盛光			
	非家礼	万里小路嗣房	三宝院満濟	三宝院満濟	
三宝院満濟		鄂隠惠竊	(勤修寺経成)		
(勤修寺経豊)		清原良賢	万里小路時房		
		(勤修寺経興)	西雲庵見怡		
		慈光寺持経			

関係を前提とすれば、ここに見える人々は室町殿の親戚か家司ないし家礼であることが判明する。義教期には、後述するように室町殿親族拝が変質してゆくことが指摘できるので、義持期の事例に絞って、その参列者をグループ分けしたのが表②である。

表②の分類について少し説明を加えたい。まず、親戚に該当する範囲の人々は、日野一門、正親町(裏辻)家などである。花山院忠

見えない花山院忠定、今出川実富、今出川公富、三条公量などの清華家・大臣家クラスの人々や松木宗量、松木宗継といった院近臣などが含まれることである。義満期の親族拝の交名が伝わらず、すべてのイエについて義満期からの家礼関係をトレースできるわけではないが、花山院忠定の父通定は義満の家礼になっていることが知られているので、これらの人々のなかには、義満期から家礼関係を取

定の父通定は家礼であるが、忠定の養子の持忠は義持の猶子となつて(29)。次いで、家司についてである。家永氏は、義満の任内大臣大饗に際して任命された室町殿家司と、義教の任内大臣大饗に際して任命された室町殿家司との交名を比較して、その系譜的な共通性から、室町殿家司を出すイエが固定化されている可能性を示した。本稿でもこの見解を受け入れて、〈家司(を出すイエ)〉としての分類を設定した。これ以外に分類されるのが、家礼の人々である。これは前述の〈家司(を出すイエ)〉と対比させて、〈家司を出さない家礼(のイエ)〉と位置づけることができ、交名などが存在しない室町殿の家礼の姿の具体像が浮かび上がる。

家永氏も〈家司を出さない家礼(のイエ)〉の存在は認めているが、その具体例は明確ではない。室町殿の家礼の具体像を最初に把握しようとした試みとして、高田星司氏による貴重な成果がある。ここでは高田氏の成果を表③として再掲し、本稿の成果と対比させて、その相違を明確にしたい。高田氏の成果との最も大きな相違は、親族拝の分析から〈家司を出さない家礼(のイエ)〉を抽出すると、高田氏の表には

り結んでいた事例が含まれる可能性がある。家礼の人々は家司の人々に比べれば拘束性は薄く、その範囲も可変的であることは、改めて指摘するまでもない。ここでは、義持期における家礼のなかに、これら清華家、大臣家クラスの人々や院近臣などが存在することを強調しておくに留める。

親族拝の場合は、親戚（血縁関係者）と家司（家政機関職員）を除くと、家礼関係にある人々が、主家との奉仕関係を確認・再構築する機能を有していた。このうち、室町殿の家礼に関しては、①子弟を家司として輩出する家礼と、②家司を輩出しない家礼の二類型を確認することができる。従来なかなか見えてこなかった室町殿の家礼の姿は、室町殿親族拝に注目することでその一側面を把握できるだろう。

(四) 室町殿親族拝の変質―院拝礼と同質化する義教期の親族拝―
義教期における室町殿親族拝の変質の最大のものとして、院拝礼に准じるようになること、撰閥家もその動員対象となることが挙げられる。

【史料十一―一】『看聞日記』永享四年（一四三三）十二月二十八日、三十日条

廿八日、(中略)庭田帰参。元日節会・室町殿親族拝・三日御元服出仕厳密奉行申之間、計会之由申。今夜室町殿参内。御元服御習礼云々。
(重旨)

卅日。(中略)庭田宰相出京。親族拝可_レ為_レ明日早旦之由風聞。仍罷出於_レ都可_レ越年之条、祝計会相半歎。(後略)

【史料十一―一】『薩戒記』永享五年（一四三三）正月一日条

(足利義教)

一日。(中略)今日於_二左大臣殿_一可_レ有_二親族拝也。仍黄昏之程、(巡方帯、餅劍、付魚袋、)着束帯。与新宰相中将_二夷雅同乘_一。参_二左大臣殿_一。北小路北。

室町東。先_レ是人々多_レ参集。可_レ為_二雨儀之由事定_一。先例可_レ尋。亥終刻事始。諸卿列_二立車宿東廊軒下并車宿隨身所等簷

下_一。東上北面。右衛門権佐_二責任_一。先_レ不持笏出逢。復命之時持

笏。申次之。女院_二拝礼申次_一。復命之後、公卿_二々々入_二中門_一、列_二立中門南北廊柱内_一。殿上人列_二立其後_一。兩貫。首

加_二立公卿列末_一。然而進出之時、猶依_二位次_一。六位藏人在_二四位殿上人後_一。②一同拜舞。此条如何。先例_二二拝也_一。③自_二下廊_一退出。

参入人々(中略)

不参公卿六人。

(近衛房嗣)右大臣(為_二今日節会内弁_一) 左大将(鷹司)房平。所_レ勞云々

勤修寺中納言(経成。左府御気色不快) 中納言中将

(持通) 左大弁(海住)清房。無_二装束之故_一云々 月輪宰相(基賢。同経成卿。又所_レ勞云々)

大納言一闕。中納言一闕也。(後略)

まず【史料十一―一】では、翌永享五年正月の親族拝における庭田重有の動静が記されている。二十八日条では、重有が、元日節会・室町殿親族拝(後花園天皇の)三日御元服それぞれの出仕について「厳密に奉行申す」よう命じられているので、やや困惑気味である様子が読み取れる。重有に「厳密に奉行申す」よう命じたのは、少なくとも室町殿親族拝に関する限り、後小松上皇ではなく足利義教であったとみて問題ない。続く三十日条でも、室町殿親族拝が早

朝に行われるという「風聞」を聞いて、重有は都で越年する様子が記される。この「風聞」による情報伝達ないし廷臣動員の方法は、義満期の廷臣総動員体制を想起させる。【史料一】にも見えるように、室町殿親族拝の参列は、(形式上) 廷臣からの自発的意思による家礼関係構築を前提として行われていた。これが義教期に至ると、出仕が命じられる形式へと変化している可能性を指摘できる。

続く【史料十一—二】からは、義教期における室町殿親族拝の変質が端的に読み取れる。それが、拝礼形式の変化と、参列者の拡大である。まず注目すべきは波線で示した部分で、ここに「一同拝舞」と見える。記主中山定親の指摘のように、廷臣同士の敬礼における先例は二拝(再拝)である。拝舞は舞踏とも言われ、再拝し、左右に体を揺らすなどの所作を行って謝意・祝意を表明するものであった。⁽³⁴⁾ 弘仁九年(八一八)の宮廷儀礼唐風化の流れのなかで導入された拝礼形式であるが、基本的には天皇に対してのみ行い得る最高礼とされた。⁽³⁵⁾ 実際、撰関家拝礼の拝礼形式をみても「再拝」であって、管見の限り「拝舞」ないし「舞踏」の拝礼形式をとる年始の拝礼儀礼は、院拝礼・女院拝礼・小朝拝などの王権構成者を拝礼対象とするものに限られる。次いで注目されるのが、不参公卿として近衛房嗣・鷹司房平・勤修寺経成・二条持通・海住山清房・月輪基賢の名が挙がっていることである。ここに名前が挙がっているということは(本来であれば参列すべきであるが、理由があって参列することができなかった人々) 室町殿親族拝の動員対象であると解釈できよう。このうち、撰関家が重要である。近衛房嗣は【史料十一—二】ないし『公卿補任』などから元日節会内弁を勤仕している。

鷹司房平は、この前年の十二月九日に行われた義教の左大臣拝賀に扈從しており、「所勞」は事実と考えられる。二条持通は、不参の理由は不明であるが、父持基は現任摂政である。これにより、現任摂政二条持基を除く、(撰関家を含む) 現任公卿のほとんどが室町殿親族拝の参列対象者と認識されていた可能性がある。また、【史料十一—二】の続きには院拝礼(≡後小松上皇)ならびに女院拝礼(≡光範門院)があり、その参列者の交名を掲載しているが、室町殿親族拝の参列者の交名と比較すると、そのほとんどが一致する。⁽³⁶⁾ 鷹司房平が義教の任左大臣拝賀に扈從したのは家礼としての奉仕にあたるため、房平を基準にとれば、(現任撰関を除く) 撰関家も室町殿の家礼扱いとなっていると言える。

ここにおいて室町殿親族拝は、拝礼形式・参列者を見る限り、院拝礼に准じる形式を持つこととなった。ここでこの問題を全面的に展開する用意はないが、拝礼形式ならびに参列者の(准院拝礼)は、室町殿親族拝の大きな画期と見なし得る。室町殿親族拝における如上の現象は、東寺文書の公武祈禱命令関係文書の仔細な分析から、義教期の朝幕関係を「院政」に擬した富田正弘氏の意見を補い得る。⁽³⁷⁾ この意義・評価については、義持期〜義教期における後小松院政との関係ならびに後光厳流から崇光流への皇統変化の影響などの中で論じる必要がある。今後の課題としたい。

三 室町殿親族拝のその後

(一) 室町殿親族拝の消滅

【史料十二】『薩戒記』永享十一年(一四三九)正月一日条

一日。(中略) 早日着直垂(定利義致)三室町殿(三条西)。按察大納言公保・飛鳥井中納言雅世(正親町三条)・左衛門督美雅・左中將雅永朝臣・藏人右少弁(鳥丸)資任・右少將雅親(飛鳥井)・公綱等參入。各人見參退出。左兵衛權佐永豊朝臣同參候。依奉仕御理儀、自東面參入也。(中略)

室町殿親族拝、今年被停止之。故鹿苑院入道殿、嘉慶二年五月令退左府給。康応元年正月一日被停止親族拝。是依左府御辞退儀、為御意被止之由、見故左大史兼治宿祢記。以此趣旧年予向申之処、云入煩云佳例、旁停止勿論之由有仰。仍人々歳暮参賀之次、予披露畢。

これは義教期における親族拝の停止に関する記事である。史料の後半部分にあるように、先年の歳暮参賀の次いでに(定親から)永享十一年以降の親族拝は停止との旨が人々に披露されている。その理由については、傍線部分から読みとれる。これによれば、「鹿苑院殿(義満)は嘉慶二年(一三八八)五月に左大臣をご辞退したことにより、(その翌年の)康応元年(一三八九)の正月一日における親族拝を停止なさった。これは左大臣を辞退したことに依るのではなく、(義満の)意思でお止めになった」と兼治宿祢記に見えることを定親が義教に伺ったところ、その例に倣って親族拝を停止する旨を伝えている。義教は、この前年の永享十年九月四日に左大臣を辞退している。また、義持については、応永二十六年(一四一九)八月二十九日に内大臣を辞しており、親族拝に関しても、応永二十七年以降のものは確認できない。これにより、室町殿親族拝は、室町殿の官職辞退に伴って停止の意向が発意されることが先例として

意識されていた可能性がある。但し、親族拝停止の理由は、官制上の理由に依るものではなく、あくまでも室町殿の意思に基づく形で発意される形式をとる。撰関家拝礼については、大殿拝礼などのような形で拝礼行為が継続されており、官職の辞退によって拝礼が停止された例はない。義満が親族拝を停止した理由については判然としないが、撰関家拝礼の先例を意識して、官職の辞退による停止という形式をあえて避けようとしたことが読み取れるだろう。

さて、【史料十二】は、室町殿親族拝の終見の記事であるという点でも、注目される。現時点で、これ以後、室町殿親族拝が再び行われた例を確認することができない。これは室町後期に編纂された武家故実書の中に、「室町殿親族拝」ないし「親族拝」の項目が見えないことからも、推測できる。すなわち、少なくともこれら武家故実書の編纂される義政期の長祿・寛正年間にはすでに年始の恒例行事としての親族拝は行われなくなっていたことが指摘できる。では、なぜ室町殿親族拝は行われなくなってしまったのだろうか。この点について、室町殿参賀と「内々」の公家衆の形成との関わりで考えてみたい。

(二) 室町殿親族拝から室町殿参賀へ

室町殿親族拝の消滅によって、年始における廷臣による拝礼儀礼は失われてしまう。しかし、【史料十二】でも確認したように、室町殿親族拝は、室町殿の官職の辞退によって一時停止する期間が存在する。この間、親戚や家司・家礼といった人々が、室町殿との関係を確認する行事はどのように代替されていたのだろうか。史料から確認できる限り、親族拝停止以後、廷臣たちは、義満・義持・義

教期のそれぞれで異なった対応を取っていたようだ。

まず義満期においては、それぞれの廷臣が「参賀」と称して室町第(ないし北山第)へ参上し、対面を請うという方法を取っていた。

【史料十三—一】『兼宣公記』応永五年(一三九八)正月四日条
正月四日。(中略)午斜家君御参賀室町殿。予同参賀。

刑部少輔源盛興在御共。白張狩衣。先之人々濟々祇候。直御参北御所。予同参。入道内府(著三九帶一懸無文香袈)

婆。日野大納言(資教卿。直衣下括。左少弁重房(東帶・右衛門佐有光(衣冠)・永行朝臣(直垂)等祇候。次家君加著給(御衣大口。令懸有文香袈給)。予(著束帶)。

次坊城大納言(直衣。下括。次四辻宰相中将(衣冠。上括)参。次主人令出座給(平絹。御直綴。上首次第進御前)。

給銀劍。永行朝臣役之。四辻宰相中将退之後、予即参。次重房・有光等参進。次家君御退出。

【史料十三—二】『迎陽記』応永五年(一三九八)正月五日条
正月五日。癸丑。晴。早旦参賀室町殿。(東坊城長連向長輪)

(元長等召具之。就教興朝臣申入。三条新大納言以下、落々(正親町三条実忠)。

参会。次参大樹御方、懸御目。

このように「参賀」とは、親族拜などの拝礼行為とは異なり、【史料十三—一】の傍線部にあるように、北御所において「主人」義満と対面する行事であった。しかし、【史料十三—二】の傍線部から読み取れるように、東坊城秀長などは、家司山科教興に(参上した旨を)申入れる形で参賀を行っており、ある程度の親疎関係、身分階層によって対面の有無を設けていたようだ。

次いで、義持期においては、正月一日における参内・院参の際の

供奉が、その機能を担っていたと推測される。すなわち、「室町殿御参内。御車。公卿・殿上人濟々供奉云々。」とあるように、義持が参内・参院する際に、公卿・殿上人が供奉している。家礼の奉仕

の一つに主人の出行への扈從が挙げられることを考えれば、ここにみえる人々は家礼であろうか。義持は正月一日に参内ないし院参す

ることが恒例化しており、廷臣たちはその際に供奉することで、奉仕関係を確認していたと推測される。

義教期においては、【史料十二】が示唆的である。この年の親族拜は停止されているので、室町殿に参上してきた三条西公保・飛鳥井雅世・正親町三条実雅・飛鳥井雅永・鳥丸資任・飛鳥井雅親・三条公綱・中山定親の人々は、家礼とは別の論理で室町殿との関係性を有していた可能性がある。その関係性とは何だろうか。

【史料十四】「年中恒例記」(『統群書類従』第二十三輯下、武家部所収)

御対面之時、公家、法中、西衆、東之衆と申度、広橋大納言兼秀卿記。

西衆。外様むき也。

宮。伏見殿。常盤井殿。木寺殿。

撰家(近衛殿。九条殿。一条殿。鷹司殿。二条殿)。

清花(久我。花山院。西園寺。徳大寺。大炊御門。号菊第、中院)。

正親町。四条。橋本。清水谷。葉室。

小川。坊城。綾小路。田向。園。

持明院。高倉。南家。平松。高辻。

五条。唐橋。河鱒。西洞院。水無瀬。

法性寺。木幡。姉小路。勸修寺町。

官務・外記。但清家ハ東衆也。

宮門跡并門跡護持僧法中には此分西の衆也。

此外は皆東の衆也。護持僧も不_二召加_一已前ハ東之衆にて候也。

東之衆

節朔。日野。正親町。三条。烏丸。

飛鳥井。高倉。広橋。《以上六人、根本直近也》

三条西。勸修寺。中山。上冷泉。

北畠《伊勢国司》。同木造。白川。山科。阿野。滋野井。

町。東坊城。

此外、甘露寺。柳原。小倉。

松本。号中御門、万里小路《近代節朔》。

中御門。下冷泉。医・陰両道。

清家外記《宣賢流》。伊勢祭主。吉田。

平野。《後略》

家礼関係とは別に、室町殿との関係性を表すカテゴライズとして、「外様」と「内々」の公家衆が存在したことは、すでに先学の明らかにするところである。⁽⁴³⁾【史料十四】には、そのカテゴライズの実態が示されるが、【史料十二】にみえる人々は、のちの「東之衆」||「内々」の公家衆と一致する。家礼関係を確認・再構築する親族拝が停止されたのと引き換えにして、のちの「内々」の公家衆による参賀が行われていること、「自東面参入也」と記されている

ことなど、武家故実書に記される「東之衆」「東向衆」の原型がすでに義教期において出現していることは注目に値する。

このようにして、室町殿親族拝が一時停止された後も、廷臣たちは何らかの方法で室町殿との親近性を確認する場を確保していた。

そして、室町殿親族拝が再開されると、その参仕によって、家礼関係を更新させていたと考えられる。しかし、室町殿親族拝は、義教による停止を最後に、再開されることはなくなってしまった。これにより、親族拝という形式で家礼関係を確認・再構築する場は消滅する。この後、室町殿の家礼という集団は相対化され、【史料十四】で確認できるように、「内々」の公家衆||武家昵近衆として武家対面儀礼のなかに包摂されてゆくことになる。

その対面儀礼の一つとして、正月十日における参賀が目される。本稿では、これを室町殿親族拝と対応させて、室町殿参賀と表記する。室町殿参賀は、義持の三条坊門第移徙に伴って整備された。⁽⁴⁴⁾このとき、参賀の式日が正月十日と定まり、室町期を通じて行われている。室町殿参賀の対象者は、「諸門跡・執柄・大臣以下至_二官外記一群参_一」⁽⁴⁵⁾とあることから伺えるように、公家社会構成員のほとんどであった。義教期以降、この対面儀礼において、【史料十四】で見たような、室町殿との親疎関係を軸とした「内々」と「外様」の公家衆の区別が設けられ、その関係性が表現されるようになる。こうして、室町殿親族拝が担っていた機能の一部を、室町殿参賀が代替することになった。ただし、これによって室町殿の家礼という認識は薄れ、「常伺公之公家衆」⁽⁴⁶⁾||武家昵近衆が活躍するようになる。

おわりに

最後に、本稿の成果を整理したい。

親族拝という語には、意味内容からして二つの系統が存在した。

一つは〈表謝行為としての親族拝〉で、『内裏式』(下、任官式)に淵源を遡る。この系統の親族拝は、白馬節会の儀式次第に組み込まれる中で、やがて親族以外をも行為主体として含む行為として定着する。もう一つが〈表祝行為としての親族拝〉で、養老儀制令元日条に淵源を遡る。これは小朝拝を原点とする諸家拝礼の拡大に伴って出現する撰闕家拝礼を正当化する論理の中で親族拝と呼称され、定着をみる。この時点において、養老儀制令元日条にみえる「親戚及家令以下」という範囲は、親戚+家司・家礼と認識されていた。

撰闕家拝礼と室町殿親族拝は、両者が親族拝と呼称される点から、共通関係が想定できる。さらに、その具体的な所作を比較することで、両者が継承関係にあることが判明した。よって、室町殿親族拝の参列者は、室町殿の親戚(血縁関係者)・家司(家政機関職員)・家礼のいずれかの立場にカテゴライズされる。これにより、従来なかなか見えてこなかった室町殿の家礼の具体像の一側面が浮かび上がった。〈家司を出さない家礼(のイエ)〉の特定は、その一つであり、ここに清華家・大臣家や院近臣層が含まれることは、当該期の朝幕関係を見ていく上で、興味深い事実であろう。

実際に室町殿の家礼として出仕する者は、望んで家礼になったり、命じられて家礼として出仕したりすることから判明するように、一定の範囲に限定されていた。この事実が、家永氏が百瀬氏の説を継

承するなかで、家礼関係が公家社会全体を覆うかのように想定していたことに再考をせまるものである。室町殿の家礼とは、公家社会の中で室町殿に近いことを示す差異化の契機であった。これを以て桃崎氏の指摘する廷臣総動員体制の事例を見れば、そこに家礼・非家礼の区別があったことは注意すべきである。桃崎氏はこの両者を包括的に動員する「公方」という論理―公的従属関係―を想定しているが、このうち「家礼」と表現されている人々は、私的従属関係に基づく出仕である。義満の創出した公的、原理が包括的であれば、そこに公私の区別は働き得ない。義満のとった動員手法が従来にはない方式であることに異論はないが、それを以て新たな「オフィシャル」の出現と評価することには、多少の疑問が残る。

本稿では非家礼の人々をも私的に動員することを可能にしたという意味で、廷臣総動員体制の画期性を評価したい。その動員方法は、義満との家礼関係の有無によって差異が存在した。家礼関係のある廷臣とそれ以外の廷臣に対して、重層的な私的關係を構築することで、廷臣総動員体制へと結実したと考える。

石原比伊呂氏の指摘する、〈准現任撰闕〉⁽⁴⁷⁾ 義持の評価が、個別儀式における所作の分析から得られたことを踏まえれば、本稿の成果は、撰闕家の恒例行事の継承者としての室町殿の姿を捉えられたという意味で、石原氏の議論を補強し得る。ただし、室町殿親族拝は一時停止する期間が存在することより、撰闕家拝礼の完全な模倣ではない。室町殿が撰闕家拝礼を継承し、かつ変則的に運用することになった背景については、本稿において十分な議論が及んでいない。また、義教期における室町殿親族拝の〈准院拝礼化〉について

は、儀礼についての共通認識の崩壊ないし拡散の文脈で捉えている。ただしこれを以て義教の専制性のあらわれと解釈することを排除するものではない。むしろ両者は互いに関連した動きなのではないか。この点に関しては、今後さらに議論を深めていかなければならない。

室町殿親族拝は、義教による停止を最後に消滅してしまふ。室町殿と廷臣との関係性は、家礼の論理から、より私的かつ閉鎖的な「内々」の論理に代替されることとなった。室町殿親族拝の出現と消滅は、律令制に淵源を遡る公家社会の従来の「常識」の担い手としての室町殿から、新たな「常識」の担い手としての室町殿への変化を示すものと考えられないだろうか。

- (1) 百瀬今朝雄氏は、義満による廷臣との私的個別的な主従関係(家礼)を、公的な朝廷支配の背景として重視すべしとして、のちの室町殿家司・家礼論の起点となった(「將軍と廷臣」『週刊朝日百科日本の歴史』14、朝日新聞社、一九八六年)。これを家永遵嗣氏が発展的に継承し、室町殿家司ならびに家礼の具体相を詳細に跡づけた(「足利義満における公家支配の展開と「室町殿家司」」『室町幕府將軍権力の研究』東京大学日本史学研究室、一九九五年)。
- (2) 前掲註一家永氏論文八六―八七頁。なお、家司制度は令制の家令制度に淵源を遡るものであり、中世における具体像は菅原正子氏が明らかにしている(「公家の家政機構と家司」『中世公家の経済と文化』吉川弘文館、一九九八年所収。初出一九八六年)。
- (3) 家永遵嗣「足利義満と伝奏との関係の再検討」(『古文書研究』四一・四二合併号、一九九五年)八二頁。小川剛生『足利義満』(中公新書、二〇一二年)七七頁。

- (4) 桃崎有一郎「足利義満の公家社会支配と「公方様」の誕生」(『Z E A M I』四、二〇〇七年)。
- (5) 菅原正子「將軍足利義満と公家衆」(『日本史研究』五七三、二〇一〇年)。
- (6) 榎原氏は幕府御所を説明するなかで、「寝殿前の庭では、元日早朝に大臣以下の公家たちが室町殿に拝謁する親族拝という行事が行われた」として親族拝に言及している(榎原雅治『室町幕府と地方の社会』岩波新書、二〇一六年、八〇頁)。管見の限り、室町殿親族拝に言及しているものは、榎原氏のものより他に見えない。
- (7) 『貞信公記』延長元年(九三三)十一月二十三日条(『御産部類記』所収)で、皇子寛明の親王宣下に際して藤原氏の公卿大夫等が親王の慶を奏する部分の頭書に「親王親族拝事」とみえるのが早い事例である。
- (8) 管見の限り、「後慈眼院殿御記別記」延徳四年(一四九二)正月七日条(『九条家歴世記録』所収)の白馬節会に際して行われる親族拝を最後に、史料上確認できなくなる。
- (9) 昇進拝賀と親族拝の同質性について、すでに桃崎有一郎「昇進拝賀考」(『古代文化』五八―三、二〇〇六年)の議論がある。併せて参照されたい。
- (10) 大隈清陽「儀制令と律令国家 古代国家の支配秩序」(『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇一二年。初出一九九二年)二〇一―二〇三頁。
- (11) 前掲註十大隅氏論文、二〇二頁。
- (12) 所功「『朝賀』儀式文の成立」(『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年)など。
- (13) 古瀬奈津子「平安時代の「儀式」と天皇」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年。初出一九八六年)。なお、服藤早苗氏は小朝拝出現よりも、親王・内親王による天皇への拝礼行為の定着が先行することに着目し、それを「正月親族拝」と定義した上で、十世紀に至って「人格的

- 臣従関係確認儀礼としての父子秩序原理の臣下への導入」の結果として小朝拝が成立したと指摘する（「王権の父母子秩序の成立―朝観・朝拝を中心に―」『平安王朝の子どもたち―王権と家・童―』吉川弘文館、二〇〇四年所収。初出一九九九年）。桃崎氏も、服藤氏の指摘を踏まえた上で、昇進拝賀と親族拝との同質性を論じている（前掲註九桃崎氏論文）が、服藤氏の定義する「正月親族拝」は、管見の限り、当該期（九世紀中頃）には未だ親族拝とは呼称されておらず、また、桃崎氏が想定する昇進拝賀と同質儀礼としての親族拝は、本稿で定義する「表謝行為としての親族拝」である点、注意を要する。本稿で定義する「表謝行為としての親族拝」は、撰関家拝礼を正当化する目的で親族拝と呼称されるようになった経緯を有するので、服藤氏の指摘する「正月親族拝」とはやや趣を異にする。ここでは、親族拝と小朝拝との関係に言及した服藤氏と桃崎氏とは、若干立場が異なることを示しておきたい。ただし、親族拝と小朝拝との関係については、服藤氏と桃崎氏の見解も含めて、まだまだ検討の余地がある。併せて参照されたい。加えて小朝拝成立の意義については、最近藤森健太郎氏が、元日朝賀儀礼の変遷（ないし変質）過程を詳細に跡づけながら、その関連において考察されている（「元日朝賀儀礼の変質と小朝拝の成立」三田古代史研究会『法制と社会の古代史』慶応義塾大学出版会、二〇一五年）。小朝拝に関する研究史整理とも併せて、本稿では詳しく取り上げられなかったので、参照されたい。
- (14) 『醍醐天皇御記』延喜五年（九〇五）正月一日条に「是日有定、止小朝拝。仰日、覽昔史書、王者無私。此事是私礼也云々。」とある。
- (15) 岡田荘司「私礼」秩序の形成―元日拝礼考―『國學院雜誌』八九一六、一九八八年）。
- (16) 早いものだと、『御堂関白記』寛弘二年（一〇〇五）正月一日条にて確認できる。この他にも、『殿曆』嘉承二年（一一〇七）正月一日条『猪隈関白記』承元五年（一一二一）正月一日条などにも、撰関家拝礼が「家拝礼」と表記されていることが見える。
- (17) これ以前における（右大臣家）兼実周辺の家礼や家司機構に関しては、宮崎康充「右大臣兼実の家礼・家司・職事」『書陵部紀要』六一号、二〇〇九年）に詳しい。
- (18) 例えば『小右記』寛和元年（九八五）正月一日条、『中右記』嘉保二年（一〇九五）正月一日条など。
- (19) 前半部分は記主九条兼実の具体的な所作が記される。後述の室町殿親族拝には、記主広橋兼宣（とその息たち）の具体的な所作が記されていることを鑑みても、撰関家拝礼のホストとゲストの所作を比較する上で興味深い。ここでは紹介するにとどめ、詳細な分析は今後の課題としたい。
- (20) 前掲註一・三家永氏論文。
- (21) 『愚管記』永和四年（一三七八）十月四日条。『建内記』正長元年（一四二八）六月十四日条。『満濟准后日記』正長二年（一四二九）二月二七日条。
- (22) 前掲註三家永氏論文、八三頁。
- (23) 前掲註三家永氏論文、八五頁。
- (24) 前掲註四桃崎氏論文。
- (25) 前掲註五菅原氏論文。
- (26) 松永和浩「左馬寮領と治天・室町殿」〔同〕室町期公武関係と南北朝内乱』吉川弘文館、二〇一三年所収。初出一〇〇七年）。
- (27) 親戚の範囲は明確ではない。養老儀制令元日条の古記に、親戚のうち親Ⅱ内親、戚Ⅱ外戚との規定が見えるが、外戚の範囲はそもそも明確ではない。ここでは日野一門、裏辻家などを外戚と判断し、それ以外は親戚に近い関係性を軸にして家礼関係にあると解釈している。この範囲はもちろん絶対的なものではなく、論者によって解釈が分かれるだろう。たとえば菅原氏は、義満の室業子の兄妹と妹二人の姻族を中心として日野一門と親戚関係にある人々が、義満の近臣公家衆を形成していた（前掲註五菅原氏論文）。
- (28) 『後愚昧記』永徳元年七月八日条に「或者語云、今度大納言令」挙申

者可_レ致家礼之由、自花山院_二親望云々。仍出吹拳_一云々。不可_レ説事也。自_二徳大寺_一、又示_二送此由_一。符台了。為_二実説_一。不可_レ思議事也。」と見える。

(29) 『薩戒記』応永二十五年(一四一八)二月二十四日条。『看聞日記』応永二十五年二月二十五日条。なお、花山院持忠は、忠定死去の後、その相続の子がいなかったため、「南方近衛息」(≡持忠)が花山院長親(耕雲)の猶子として花山院家を継いでいることが見える(『看聞日記』応永二十三年十一月九日条)。その後、義持の猶子として「持忠」の名をもらっている。

(30) 家永氏は前掲註一論文において『広橋家記録』所収の「義満公任槐百仰議并大饗雜事記」より室町殿家司を抽出している。この他に、小川剛生氏が紹介されている「初任大饗記」(国立公文書館内閣文庫所蔵。請求番号古〇三四一〇五八三)からも、その交名が確認できる(前掲註三小川氏著書、七八〜七九頁)。

(31) 「永享四年大饗定」(『続群書類従』第三十三輯上、雑部所収)、『師郷記』永享四年(一四三三)四月二十七日条。

(32) この分類には、前掲註一・三家永氏論文、前掲小川氏著書、井原今朝雄「室町廷臣社会論」(『塙書房』一〇一四年)等を参照した。

(33) 高田星司「室町殿の側近公家衆について」(『國學院雑誌』九五―九、一九九四年)。

(34) その詳しい所作については『国史大辞典』「拝舞」項(倉林正次氏執筆)を参照のこと。

(35) 西本昌弘「古礼からみた内裏儀式の成立」(『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七年。初出一九八七年)。

(36) 室町殿親族拝の参列者にみえる内大臣大炊御門信宗は院拝礼ならびに女院拝礼には参列していない。また、室町殿親族拝に参列していなかった撰政二条持基が、院拝礼ならびに女院拝礼に名を連ねている。これ以外は全く共通する。なお、二条持基は、室町殿親族拝において発生した相論に

成敗を加えていることが見える(「九条満家公引付」永享五年正月三日条「九条家歴世記録」二所収)。

(37) 富田正弘「室町時代における祈禱と公武統一政権」(日本史研究会史料研究部会編『中世日本の歴史像』創元社、一九七八年)。

(38) 『足利家官位記』(『群書類従』第四輯、補任部所収)、『看聞日記』永享十年(一四三八)九月四日条など。

(39) 『足利家官位記』

(40) 『年中定例記』(『群書類従』第二十二輯、武家部所収)、『年中恒例記』(『続群書類従』第二十三輯下、武家部所収など)。

(41) 『満濟准后日記』応永二十四年(一四一七)正月一日条。

(42) 義持の正月一日における参内ならびに院参は、親族拝の停止以前より行われている。

(43) 田沼睦「室町幕府権力の構造」(三浦圭一編『日本史』三、中世二。有斐閣、一九七八年)、前掲註三三高田氏論文、瀧澤逸也「室町・戦国期の武家昵近公家衆」(『国史学』一六一、一九九七年)など。

(44) 『満濟准后日記』応永十八年(一四一一)正月十日条に「面々僧俗参賀下御所。群参被_レ定今日也。」とあることから、室町殿参賀の式日が義持主導で設定されていることが見える。この二日前にあたる正月八日には「参下御所。今日参賀護持僧許也。自去年所_レ被_レ定置法也。」(『同』応永十八年正月八日条)とあるように、護持僧参賀の式日が前年に定められていることが見える。おそらく護持僧参賀の式日設定と同時に、室町殿参賀の式日も設定されているものと推測する。

(45) 『看聞日記』応永二十三年(一四一六)正月十日条。ただし、この翌年には、室町殿参賀の人々が限定される(『兼宣公記』応永二十四年正月十日条)。義教期になると、再びその対象者は拡大し(『満濟准后日記』永享二年正月十日条)、室町期を通じて固定化する(『慈照院殿年中行事』、『年中恒例記』、『年中定例記』など)。

(46) 『慈照院殿年中行事』(『続群書類従』第二十三輯下、武家部所収)正

月十日条。

(47) 石原比伊呂「准撰関家としての足利将軍家」、『室町時代の将軍家と天皇家』勉誠出版、二〇一五年。初出二〇〇六年。

〔付記〕 本稿は二〇一七年一月に学習院大学大学院人文科学研究科へ提出した修士論文の一部である。成稿にあたって懇切なるご指導を賜った家永遵嗣先生に、この場をかりて厚く御礼申し上げたい。